

志布志市本庁舎移転基本方針

(平成30年12月策定・令和元年5月改訂)

- 1 本庁舎移転の方針
- 2 本庁舎移転の考え方
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 段階的移転計画について
- 3 短期計画について
 - (1) 新行政組織図
 - (2) 行政組織の方式
 - (3) 具体的配置計画（庁舎）
 - (4) 具体的配置計画（職員）
 - (5) 駐車場計画について
- 4 本庁舎移転のタイムスケジュール

参考資料……………P14

- I まちづくりの観点からの分析
- II 本庁舎移転による経済効果について
- III 過去の合併協議会での協議結果
- IV 志布志市本庁舎移転検討委員会等での検討経緯

～ 志 布 志 市 ～

1 本庁舎移転の方針

志布志市は、南曾於地区合併協議会での合併協議を経て、平成 18 年 1 月 1 日、曾於郡松山町、同郡志布志町及び同郡有明町の新設合併により誕生しました。

庁舎の位置については、南曾於地区合併協議会において「人口重心地区が有明町地域であることから、新市の事務所の位置は、有明町野井倉 1756 番地、現有明町役場の位置とする。なお、松山町、志布志町のそれぞれの役場に総合的な機能を持つ支所を置くものとする」と決定されています。

その後、新市のまちづくりについては、第 1 次志布志市振興計画において、「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」を将来像とし、農業地域として振興が図られてきた地域と志布志港を中心に商業・物流地域として振興が図られてきた地域とが一体となり、それぞれの個性を尊重し伸ばしてまいりました。

そして、第 2 次志布志市総合振興計画においては、目指すべき本市の将来都市像を「未来へ躍動する創造都市志布志」と設定し、さらに輝く ひと・まち・みなど・ふるさとを目指していくこととしています。

現在のまちづくりは、東九州自動車道や都城志布志道路については、全線開通に向けた年次的な整備促進が図られており、志布志港においても、国際バルク戦略港湾としての整備が飛躍的に進むことが見込まれ、更には臨海工業団地の分譲や企業誘致についても、これまでにない要望を受けての進捗状況であることから、これらを活用することで、南九州の物流拠点として、大きく発展することが可能となります。

このような状況の中で、今後、志布志市が発展していくためには、経済発展の核となる拠点が必要であります。拠点を中心に、人と人の交流、そして、ヒト・モノ・カネ・情報が交流することで大きな経済効果が発生します。具体的には、行政と商工、行政と観光、行政と港湾企業がそれぞれ密接に連携することにより、「タイムリーな情報発信」と「スピード感ある施策の推進」ができるのであり、その拠点が市役所であります。

道路網の整備、港湾の整備により交通アクセスの向上が図られ、この効果を人口増加につなげていくためにも、地理的優位性のある志布志支所を新たなまちづくりの拠点とすべきであります。

これらのことから、志布志市が発展していくために、市役所本庁舎については、地理的優位性のある志布志支所に移転し、新たなまちづくりを推進していきます。

将来都市像

未来へ躍動する創造都市 志布志

【さらに輝く ひと・まち・みなと・ふるさとを目指して】



2 本庁舎移転の考え方

(1) 基本的な考え方

① 管理部門等の移転

本庁全体を志布志支所へ移転することを目標とするが、庁舎の全体スペース・容量的な制限もあることから、段階的に実施していくものとします。

まず、市長・副市長室、管理部門（総務課・財務課・企画政策課）及び港湾商工課を優先的に移転します。

市長・副市長の執務室とその地方公共団体の意思を決定しうる管理部門等を志布志支所に移すことで、その場所が本庁となります。←地方自治法

議会関係（議場）についても、管理部門等と一体として位置付けて、移転による改修計画に含めてまいります。

② 市民サービスの向上

地方自治法第4条では、「市役所事務所の位置は、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な配慮を払わなければならない。」と定めてあり、今回の本庁舎移転についても、市内の関係機関との連携や窓口サービスの取扱い件数を踏まえた効率的な配置等、市民サービスの向上を重点に考えた配置計画とするものであります。

③ 庁舎の有効活用

松山庁舎、有明庁舎及び志布志庁舎が、それぞれの役割を機能しながら、それぞれの地域の拠点となるような利用を推進し、特に今後の有明庁舎の活用を図ります。

(2) 段階的移転計画について

本庁舎移転については、市民サービスの根幹であることから、総合的にそして、短期・中長期の目線、立場に立って検討する必要があります。

その方針としては、短期計画では、今回の管理部門等の移転であり、スピード感をもって取り組むこととします。

中長期計画の検討においては、市民や専門家等を含めた本庁舎に関する調査検討委員会を設置して進めてまいります。この調査検討委員会については、調査研究のために、早い時期での設置を検討します。

～ 段階的移転計画 ～

区分	短期計画	中長期計画
○移転内容	◎管理部門等の移転 市長・副市長室 総務課・財務課・企画政策課・ 港湾商工課 議会関係（議場）	「本庁舎全体の移転」及び「新庁舎建設等」について、調査検討委員会を設置し、調査・研究を行う。
○移転時期	目標 2021年 令和3年1月1日	「本庁舎全体の移転」及び「新庁舎建設等」について、調査検討委員会を設置し、調査・研究を行う。
○環境整備	志布志支所、有明本庁の改修	基金の造成
○その他	有利な財源の活用	志布志支所等の耐用年数を想定して検討していく。

3 短期計画について

(1) 新行政組織図

	志布志本庁 (志布志支所)	有明支所	松山支所	
市長部局	市長			
	副市長			
	総務課	支所長兼地域振興課	支所長兼 総務市民課	
	財務課			
	企画政策課			
	港湾商工課			
	市民税務課			市民環境課
				税務課
	福祉課(志)	福祉課		
		保健課		
		会計課		
	産業建設課		農政畜産課	産業建設課
			耕地林務水産課	
		建設課		
		情報管理課		
農業委員会	分室	分室	農業委員会	
水道課	水道課			
教育委員会	教育長			
	教育総務課	教育分室	教育分室	
	学校教育課			
	生涯学習課			
議会	議会事務局			
	議場			
監査委員		監査委員事務局		

※ 色付き部分が本庁機能となります。

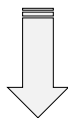
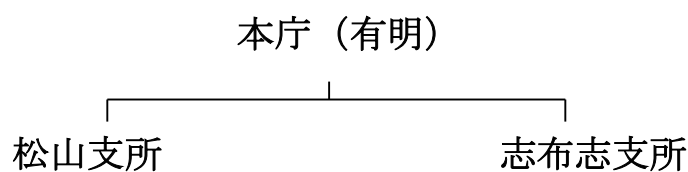
※ 監査委員事務局の配置は、現在検討中。

(2) 行政組織の方式

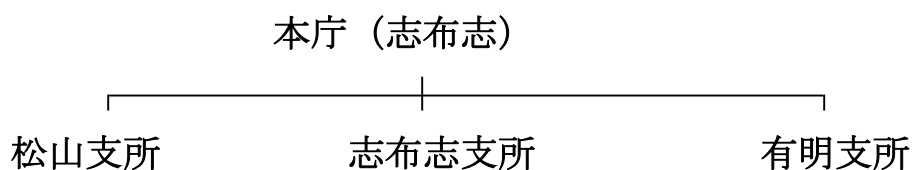
現在は、市長部局の全ての課が、有明本庁にあることから、総合支所方式となっています。

今後は、新たに志布志支所を本庁とし、管理部門等を配置することになりますが、一部の部門においては、本庁機能が有明支所に残ることから、志布志本庁（兼志布志支所）、有明支所及び松山支所という形となり、一部「分庁方式」という整理となります。

■現行 = 総合支所方式

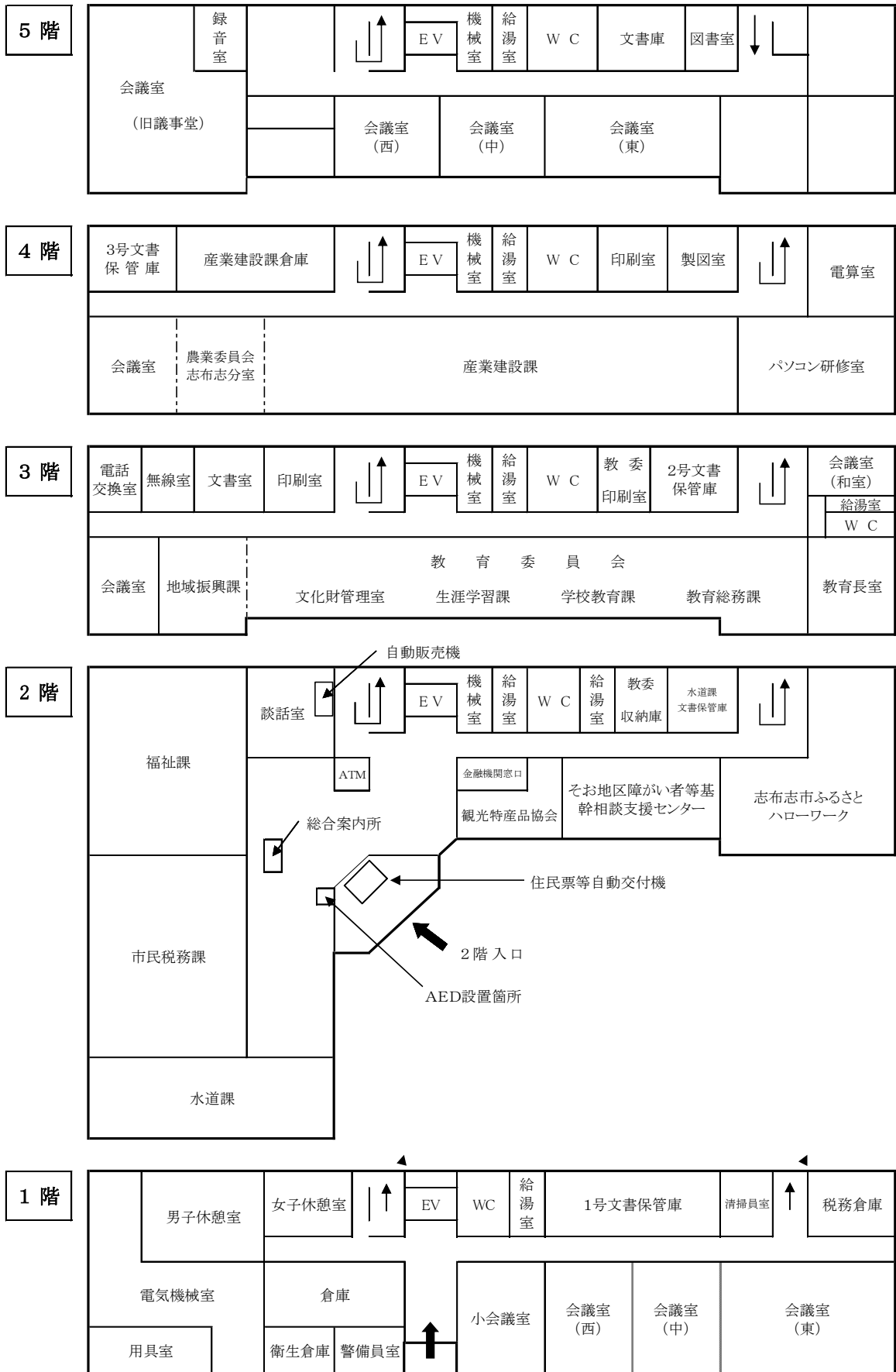


■本庁舎移転後 = 分庁方式 かつ 総合支所方式

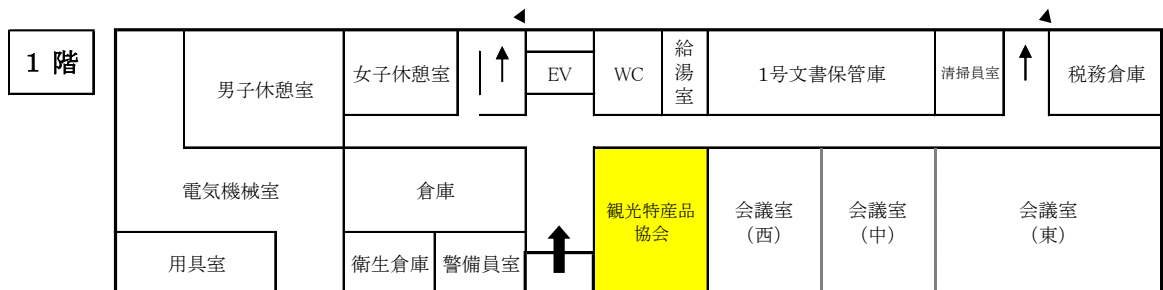
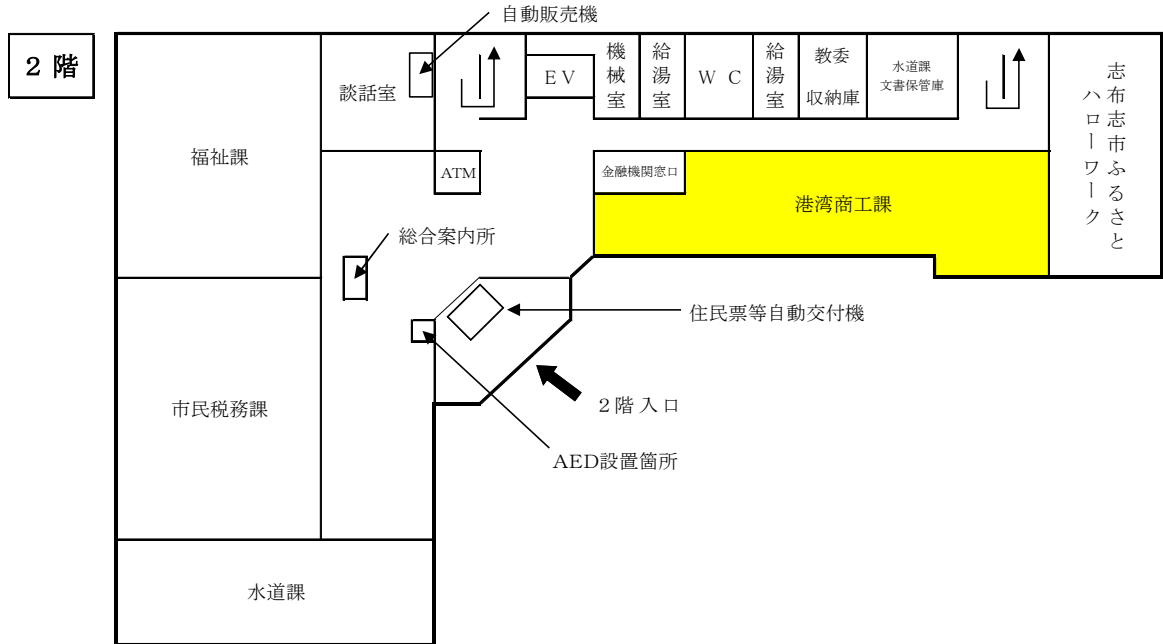
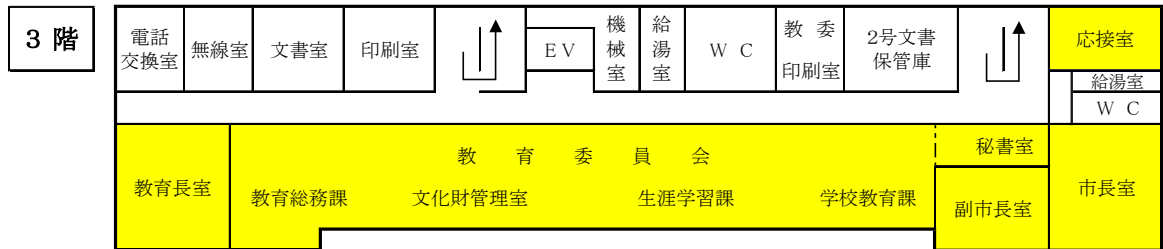
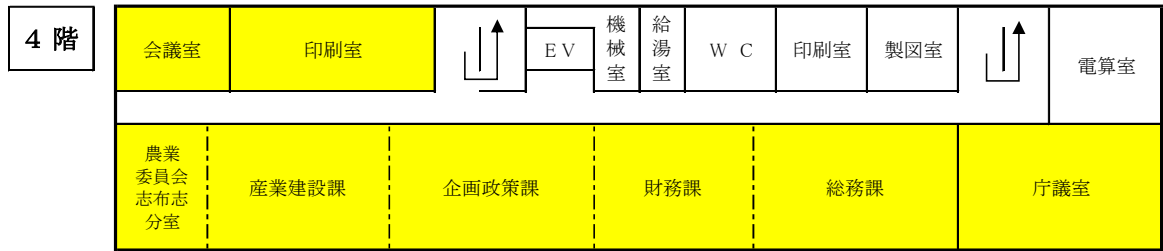
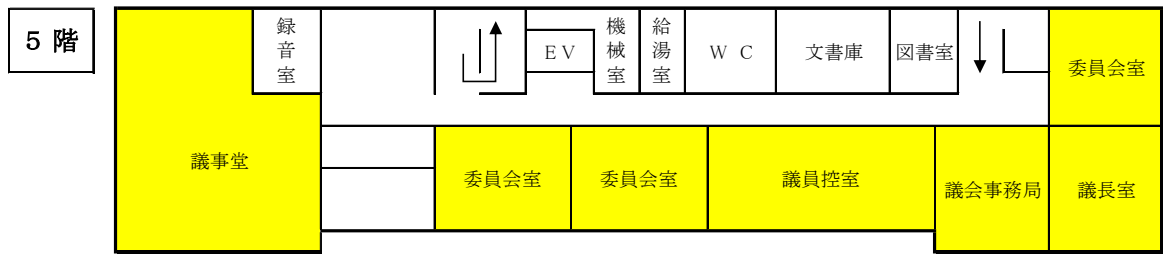


(3) 具体的配置計画 (庁舎)

志布志支所庁舎配置図 (現在)

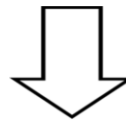
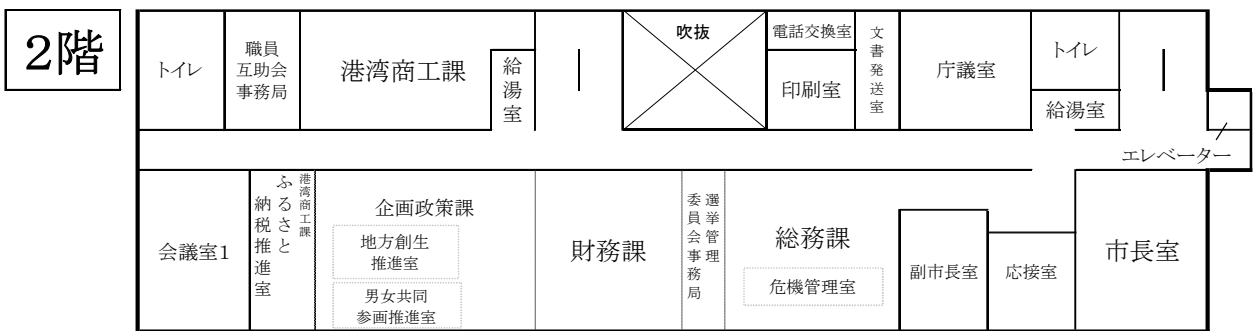
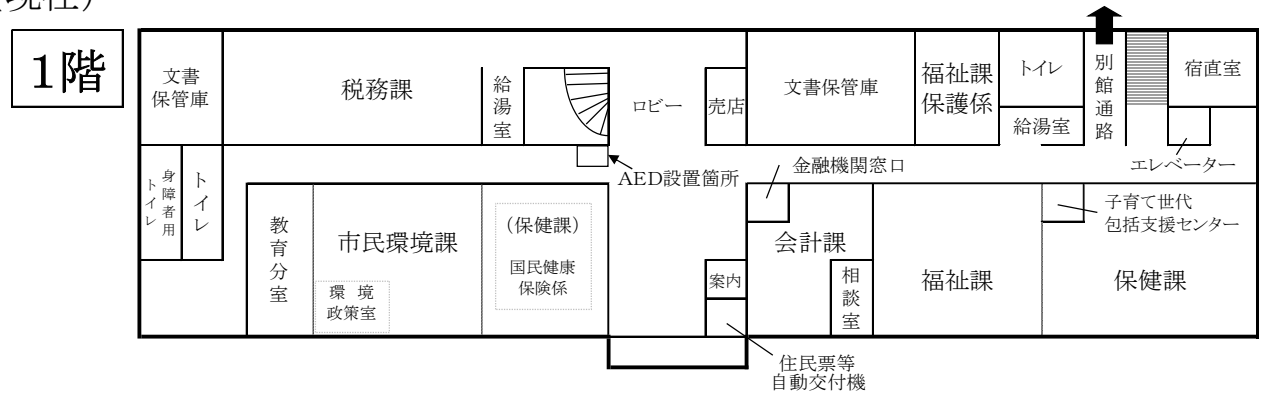


(変更案)

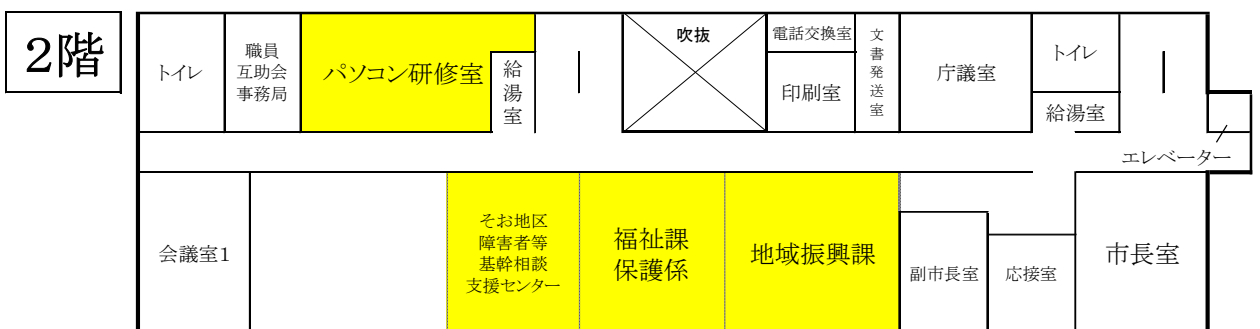
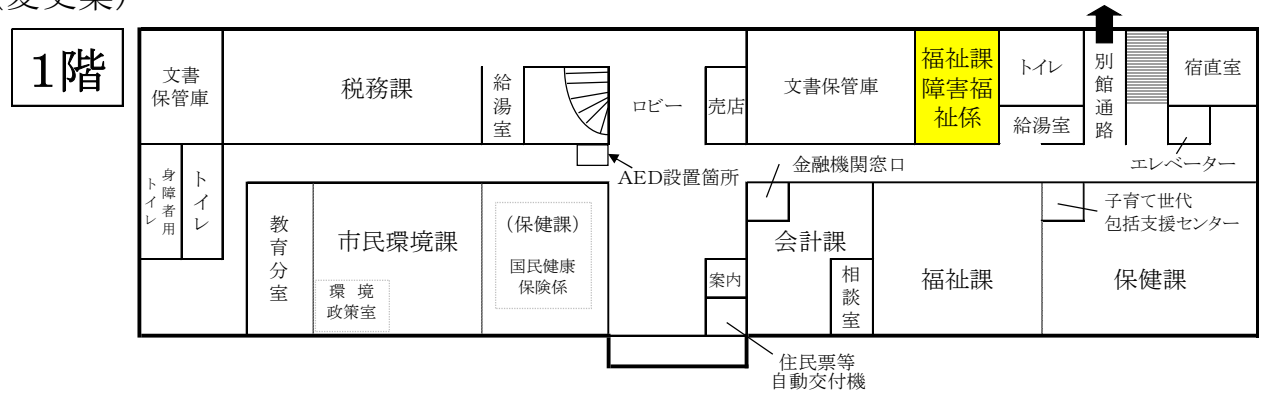


有明本庁庁舎配置図

(現在)



(変更案)



(4) 具体的配置計画 (職員)

(現行体制)

有明庁舎			
課名	職員	臨・嘱	計
総務課	16	10	26
財務課	11	2	13
企画政策課	13	4	17
港湾商工課	14	13	27
市民環境課	12	5	17
税務課	19	16	35
福祉課	23	5	28
保健課	27	17	44
会計課	4	3	7
農政畜産課	19	12	31
耕地林務水産課	10	4	14
建設課	17	6	23
情報管理課	7	3	10
教育分室	1	3	4
農業委員会分室	2	2	4
議会事務局	5	1	6
監査委員事務局	2		2
合計	202	106	308

(移転した場合)

有明庁舎			
課名	職員	臨・嘱	計
地域振興課	5	5	10
市民環境課	12	5	17
税務課	19	16	35
福祉課	23	5	28
保健課	27	17	44
会計課	4	3	7
農政畜産課	19	12	31
耕地林務水産課	10	4	14
建設課	17	6	23
情報管理課	7	3	10
教育分室	1	3	4
農業委員会分室	2	2	4
監査委員事務局	2		2
障がい支援センター	2	6	8
合計	150	87	237

志布志庁舎			
課名	職員	臨・嘱	計
地域振興課	5	5	10
市民税務課	13	5	18
福祉課	8	8	16
産業建設課	10	7	17
水道課	11	6	17
教育総務課	8	3	11
学校教育課	6	3	9
生涯学習課	17	5	22
農委志布志分室	1	2	3
障がい支援センター	2	6	8
観光特産品協会	4	2	6
ふるさとハローワーク	0	4	4
合計	85	56	141

志布志庁舎			
課名	職員	臨・嘱	計
総務課	16	10	26
財務課	11	2	13
企画政策課	13	4	17
港湾商工課	14	13	27
市民税務課	13	5	18
福祉課	8	8	16
産業建設課	10	7	17
水道課	11	6	17
教育総務課	8	3	11
学校教育課	6	3	9
生涯学習課	17	5	22
農委志布志分室	1	2	3
議会事務局	5	1	6
観光特産品協会	4	2	6
ふるさとハローワーク	0	4	4
合計	137	75	212

松山庁舎			
課名	職員	臨・嘱	計
総務市民課	14	10	24
産業建設課	7	4	11
農業委員会	4	2	6
教育分室	1	3	4
合計	26	19	45

松山庁舎			
課名	職員	臨・嘱	計
総務市民課	14	10	24
産業建設課	7	4	11
農業委員会	4	2	6
教育分室	1	3	4
合計	26	19	45

区分	現行体制			移転後			増減 ②-①
	職員数	三役	合計①	職員数	三役	合計②	
有明庁舎	308	2	310	237		237	△ 73
志布志庁舎	141	1	142	212	3	215	73
松山庁舎	45		45	45		45	0
合計	494	3	497	494	3	497	0

(5) 駐車場計画について

① 駐車場の現状について

有明本庁

区分	台数
来庁者	78
庁舎前	31
別館前	47
公用車	75
職員用	424
多目的広場	270
市民グラウンド横	154
合計	577

志布志支所

区分	台数
来庁者	73
公用車	32
職員用	117
職員割当分	20
文化会館東南側	68
文化会館東北側	29
合計	222

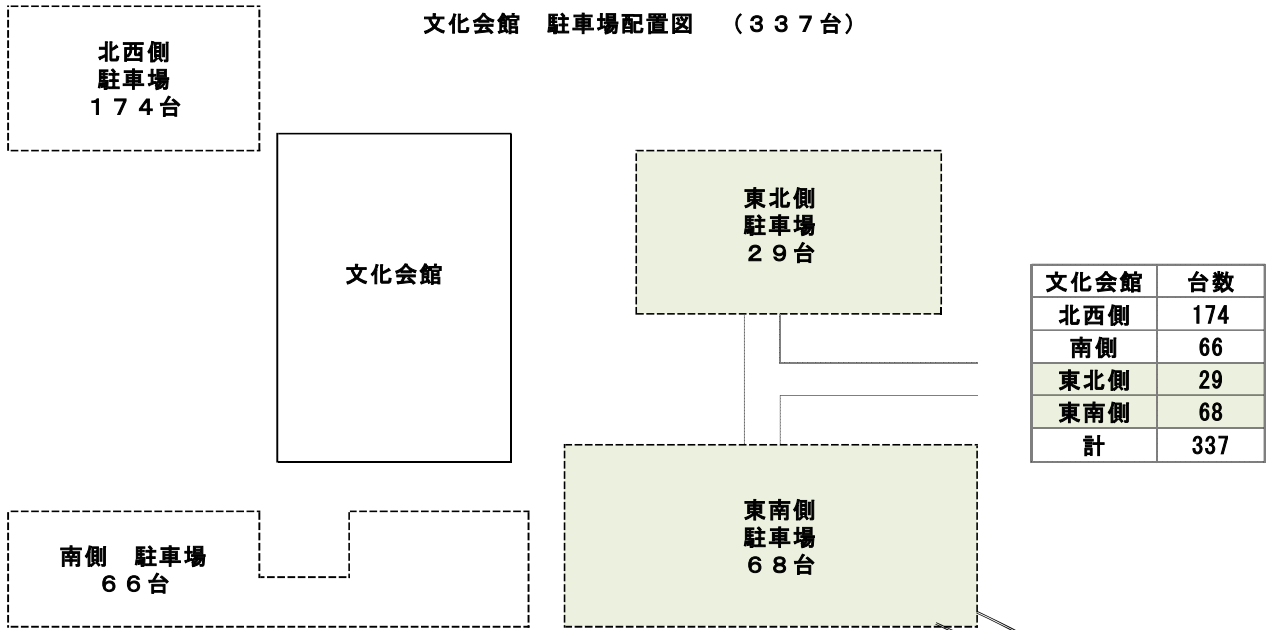
② 現状の分析

来庁者の駐車場については、有明本庁 78 台、志布志支所 73 台となっているが、志布志支所においては、職員割当分を場内許可車両としていることから、これを来庁者用に振替えることで対応することとしたい。

職員用駐車場については、現在利用している文化会館周辺のほか、支所周辺の民間敷地の利用も検討する必要がある。

公用車駐車場については、来庁者用と同様に場内許可車両の振替えでの対応や保健所駐車場の一部の利用について、県と引き続き協議を行っていく。

文化会館 駐車場配置図 (337台)



志布志支所 駐車場配置図 (137台)



4 本庁舎移転のタイムスケジュール

区分	行事等	議会	移転準備
平成30年11月			概算予算の積算
平成30年12月		基本方針の説明	基本方針の決定 まちづくり委員会
平成31年1月			まちづくり委員会
平成31年2月			市民説明会3地区
平成31年3月		施政方針	
平成31年4月			
令和元年5月	元号改正		
令和元年6月		位置条例（R3年1月施行） 予算提案（設計予算）	
令和元年7月			
令和元年8月			入札
令和元年9月			庁舎改修設計（全体）
令和元年10月			庁舎改修設計（全体）
令和元年11月			庁舎改修設計（全体）
令和元年12月			庁舎改修設計（全体）
令和2年1月			
令和2年2月			
令和2年3月		予算提案（工事予算）	
令和2年4月			入札
令和2年5月			庁舎改修工事（建築空調）
令和2年6月			庁舎改修工事（建築空調）
令和2年7月	東京オリンピック		庁舎改修工事（建築空調）
令和2年8月			庁舎改修工事（建築空調）
令和2年9月			庁舎改修工事（建築空調）
令和2年10月	鹿児島国体		庁舎改修工事（建築空調）
令和2年11月			移転作業
令和2年12月			移転作業
令和3年1月			本庁舎業務開始
令和3年2月			
令和3年3月			
令和3年4月			
令和3年5月			
令和3年6月			
令和3年7月			
令和3年8月			
令和3年9月			
令和3年10月			
令和3年11月			
令和3年12月			
令和4年1月			
令和4年2月			